

継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応

－財務諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(1)－

坂 柳 明

1. はじめに一当期の財務諸表との関係で問題にされている「影響」の合理性と注記及び監査報告書に記載する余地がある「影響」

企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（継続企業（going concern）¹⁾の前提）が疑わしい状況で、その財務諸表を監査する監査人がどのような判断を行い、監査人の対応はどうなるのかを論理的に導くことは、監査制度を設計するための指針を提供する点で、大きな意味がある。日本の監査制度上も、「継続企業の前提が疑わしい場合」の監査人の対応が規定されてきた。

例えば、その会社の売上が過去に比べて著しく減少している場合、あるいは訴訟を提起されている場合のような、「継続企業の前提が疑わしい」状況に直面した監査人が、どのような対応をとることになるのかについて、(1)：2002年改訂監査基準の「第四 報告基準 六 継続企業の前提 1」では、「監査人は、継続企業の前提に重要な疑義が認められるときに、その重要な疑義に関わる事項が財務諸表に適切に記載されていると判断して無限定適正意見を表明する場合には、当該重要な疑義に関する事項について監査報告書に追記しなければならない。」（傍線筆者）と規定されていた。また、(2)：現行監査基準の「第四 報告基準 六 継続企業の前提 1」では、「監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成する

1) 「継続企業」との関係で、Gilman (1939, 81) に見られる、「その事業の所有者が、各年の12月31日に所有者であることをやめずに、むしろ所有者と事業の関係に継続性があること」を前提にすると、「…各年の12月31日に、ある会社の全ての資産を実現可能な基準で評価するための試みは、全くなされない。むしろ、重点は、当初の原価を償却することに移る。」(Gilman (1939, 81)) という主張を導くことができる。

ことが適切であるが、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合において、継続企業の前提に関する事項が財務諸表に適切に記載されていると判断して無限定適正意見を表明するときには、継続企業の前提に関する事項について監査報告書に追記しなければならない。」(傍線筆者)と規定されている。

このように、「継続企業の前提が疑わしい」状況において、監査人が「無限定適正意見」を表明する場合に、(1):2002年改訂監査基準上は、継続企業の前提についての「重要な疑義に関する事項」が「追記」の対象になり、(2):現行監査基準上は、「継続企業の前提に関する事項」が「追記」の対象になることがわかる²⁾。他方、制度上の規定とは別に、研究上の議論においては、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断した上で、無限定適正意見(無限定意見)を表明する場合に、「重要な疑義に関する事項」や「継続企業の前提に関する事項」を監査報告書に記載する余地があるかどうかの問題になる。

本稿では、上に示した「重要な疑義に関する事項」や「継続企業の前提に関する事項」のうち、紙幅の都合により、最初に示した「重要な疑義に関する事項」との関係で、以下の問題を考察する。①:まず1つ目の問題は、第2節で紹介する企業会計審議会(2002)において、「継続企業の前提に関する重要な疑義」がある場合に、「当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か」について、「財務諸表に注記を義務づけていくことが必要である」という形で、当期の財務諸表との関係において、「影響」が取り上げられたことに注目した上で、第2節で示される、2009年の監査基準改訂前の「継続企業の前提が疑わしい場合」の開示についての考え方や、実際の開示規定、そして監査上の実務指針に見られるところの、[1]:「重要な疑義の影響(を財務諸表に反映していない)」や、[2]:第2節で紹介する日本公認会計士協会(2002a)で問題にされている、

2) 監査報告書への「追記」を監査人に求める制度は、経営者が行う開示について、利害関係者の「注意を喚起する」ことを目的としている、という説明が可能である。例えば、(1):日本公認会計士協会(2003b)の「Ⅲ 証券取引法監査における監査報告書」、及び日本公認会計士協会(2009b)の「Ⅲ 金融商品取引法監査における監査報告書」の「1. 年度財務諸表に関する監査報告書(1) 連結財務諸表に関する監査報告書 ④ 継続企業の前提 (ア) 無限定適正意見の表明」、及び(2):日本公認会計士協会(2011a)の14項には、「注意を喚起する」という考え方が見られる。

「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響（も財務諸表には反映されていない）」が何を意味しているのか、という問題である。また、2つ目の問題は、②：「継続企業の前提が疑わしい」状況において、(1)：経営者が当期の財務諸表に注記を行う上で、及び(2)：「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断しており、監査上の「除外事項」³⁾はなく、継続企業の前提が疑わしい状況を生じさせる要因として、「金額的に重要な資産の回収可能性の問題があり、その資産の見積りの合理性を監査人が判断できない状況」⁴⁾もない場合⁵⁾に、その監査人が対応を決定する上で、「重要な疑義の影響」や「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響」のような、当期の財務諸表との関係で問題にされている「影響」を、「財務諸表に与える（与えている）影響」として考慮する余地があるのか、という問題である⁶⁾。

以上に示した①～②の問題がどのように解決されるかによって、「継続企業の

3) 本稿では、様々な文献・制度を踏まえ、(1)：一般に認められた会計原則（会計基準）に照らして、金額的に重要な虚偽であることが監査人に確かめられたところの財務諸表項目、及び(2)：「監査範囲の制限」があった場合に、金額的に重要な虚偽があるかどうかを監査人が確かめることができなかつたところの財務諸表項目を「除外事項」と定義する。

4) この状況が存在し得ることについては、坂柳（2012, 218-227）を参照。この状況が存在する場合には、財務諸表上の資産の見積りの合理性を監査人が判断できないので、その財務諸表は、「潜在的な重要な虚偽表示」という意味の未確定の影響を受けている、と言える。

5) 本稿の以下の議論では、紙幅を節約するために、必要に応じて、本文中の「監査上の「除外事項」はなく、継続企業の前提が疑わしい状況を生じさせる要因として、「金額的に重要な資産の回収可能性の問題があり、その資産の見積りの合理性を監査人が判断できない状況」もない」という、監査人の対応を決定するための前提についての記述を省略する。

6) 本稿では、(1)：以下で触れる2009年の監査基準改訂後の「開示規定」、及び「監査上の実務指針」に見られるような、当期の財務諸表との関係で問題にされている「重要な不確実性の影響」の意味を考察できていない。その結果、(2)：①：経営者が当期の財務諸表に注記を行う上で、及び②：「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と判断している監査人が、その対応を決定する上で、「財務諸表に与える影響」として、「重要な不確実性の影響」を考慮する余地があるかどうかについても、考察できていない。これらの問題についての考察は、今後の課題としたい。

[1]：上記の「開示規定」としては、(1)：「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下、「財務諸表等規則」とする）（2009年4月20日改正）第8条の27や、(2)：この財務諸表等規則第8条の27の規定を連結財務諸表提出会社について準用している「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下、「連結財務諸表規則」とする）（2009年7月8日改正）の第15条の22、及び(3)：日本公認会計士協会（2009a）の「7. 継続企業の前提に関する注記」を挙げることができる。また、[2]：上記の「監査上の実務指針」としては、例えば、(4)：日本公認会計士協会（2011a）の35項、そして(5)：監査基準委員会報告書570（日本公認会計士協会（2011b））のA20項を挙げることができる。

前提が疑わしい場合」に、注記に開示される内容、及び監査報告書に「追記」される内容が変わってくる可能性がある。そして、それらの内容が変われば、利害関係者の意思決定が変わる可能性があるので、上に示した①～②の問題の考察は、重要である。

本稿の第2節では、上に述べた本稿の1つ目の問題（上記①の問題）を考察するに当たって、当期の財務諸表との関係で問題にされている「重要な疑義の影響」と「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響」の意味を、考えられる候補を検討しながら考察する。その上で、第2節では、(1):「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響」の意味も、「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響」も「財務諸表には反映されていない」ということの意味もわからないこと、そして、(2):「重要な疑義の影響」の意味も、「重要な疑義の影響」を「財務諸表に反映していない」ということの意味もわからないことを指摘する。

また、第3節の(1)では、「重要な疑義の影響」という記述が見られない財務諸表の注記を参照し、まず、「重要な疑義の影響」や「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響」を、そこでの注記を踏まえて、「継続企業を前提としない場合の財務諸表に与える影響」と解釈する余地があるかどうかを考察する。その上で、ここでの「継続企業を前提としない場合の財務諸表に与える影響」は、継続企業を前提として財務諸表を作成している経営者が想定する必要がある「影響」ではないので、継続企業を前提として経営者が財務諸表を作成している状況で問題になる、「重要な疑義の影響」や「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響」を、その状況で経営者が想定する必要がないところの「継続企業を前提としない場合の財務諸表に与える影響」と解釈する余地はないことを示す。

そして、先に述べた本稿の2つ目の問題（上記②の問題）との関係で、第3節の(2)では、第2節及び第3節の(1)の議論を踏まえても、なお意味がわからない「重要な疑義の影響」、あるいは「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響」という表現を含んでいる、2009年監査基準改訂前

の「継続企業の前提が疑わしい場合」の開示についての考え方や、実際の開示規定、そして監査上の実務指針には、合理性がないことを指摘する。その上で、第3節の(2)では、「継続企業の前提が疑わしい」状況において、(1)：経営者が当期の財務諸表に注記を行う上で、及び(2)：「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と判断している監査人が、その対応を決定する上で、当期の財務諸表との関係で、「重要な疑義の影響」や「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響」のような「影響」を、「財務諸表に与える影響」として考慮する余地はないことを示す。

それに対して、第4節の(1)では、いくつかの財務諸表の注記に見られる記述から示唆を得て、「継続企業の前提が疑わしい」状況において、経営者が当期の財務諸表に注記を行う上で、当期の財務諸表との関係で問題にされている「影響」ではなく、その会社の「将来の事業に与える影響」を考慮する余地があることを指摘する。筆者が示唆を得た「財務諸表の注記に見られる記述」として、本稿で示すのは、①：「今後の当社グループの事業の継続性に重要な影響を与える可能性」があることを示す記述、②：「当社及び連結子会社の事業継続の可否はグランデ・グループから当社及び連結子会社の事業継続に必要な財政的支援が今後も引き続き得られるか否かにかかって」いることを示す記述、③：「当社及び連結子会社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」があることを示す記述である。

他方、第4節の(2)では、将来の開示制度及び監査制度の設計に当たって、当期の財務諸表との関係で問題にされている「影響」ではなく、財務諸表の注記及び監査報告書において、上記のような、その会社の「将来の事業に与える影響」を記載する余地があることを指摘する。最後の第5節では、本稿の結論、貢献、今後の課題を示す。

2. 当期の財務諸表との関係で問題にされている「影響」が意味する内容

本稿で議論の対象にするところの、当期の財務諸表との関係で問題にされて

いる「影響」について、まず、日本公認会計士協会（2002a）の20項は、「継続企業の前提に重要な疑義が認められる」状況において、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断する場合に、次のことを監査人に求めている。それは、[制度2-1]の(1)~(4)に見られる4つの事項を「追記情報」として監査報告書に記載することである。その4つの事項のうち、[制度2-1]の「(4)」を見ると、監査人は、「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響も財務諸表には反映されていない旨」を「追記情報」として記載することを求められている⁷⁾。

7) 以下に示す能勢電鉄株式会社（以下、「能勢電鉄」とする）の2003年連結財務諸表についての監査報告書の「追記情報」では、「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響も連結財務諸表には反映されていない」と記されている。なお、本稿で示す日本の監査報告書及び財務諸表の注記の事例は、eolより様々な検索用語を用いて試行錯誤しながら入手した。また、本稿で示す監査報告書及び財務諸表の注記の事例については、議論に必要な部分のみを示す。

「私たちは、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、能勢電鉄株式会社及び連結子会社の平成15年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は債務超過となっている。当該状況は、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせるものである。会社は、この状況を解消すべく親会社の金融支援等を受けると共に今後長期的に存続・発展していくために、鉄道事業に専念し、経営を圧迫している不動産事業からの撤退と早期の債務超過状態からの脱却を考慮した経営再建を計画している。この計画の中で、事業の選択と集中による収益力の強化、資産売却による有利子負債の圧縮等の財務体質の改善、希望退職の募集による30名の人員削減及び従業員の賃金カットによる固定費の圧縮が行われる。

連結財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響も連結財務諸表には反映されていない。」（傍線筆者）

[制度 2-1] —日本公認会計士協会 (2002a), 20項

「監査人は、継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合において、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であり、かつ、当該疑義に関する事項の注記が適切であると判断したときは、無限定適正意見を表明し、監査報告書に追記情報として次の事項を記載する。

- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況
- (2) 注記されている事象又は状況は継続企業の前提に重要な疑義を抱かせるものである旨
- (3) 当該事象又は状況に対する経営計画等が注記されている旨
- (4) 財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響も財務諸表には反映されていない旨」
(傍線筆者)

ここで、まず問題になるのは、[制度 2-1] の「(4)」に見られる「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響も財務諸表には反映されていない」(傍線筆者)の意味である。それを考える上で、この記述中の「生じる可能性のある」という点を踏まえて、将来の時点で実際に「損失が発生する」、あるいは「新たに資金を調達できる」ことを想定し、この「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響」を、「将来に実際に何かの事象が発生する場合のその結果が当期の財務諸表に与える(与えている)影響」と解釈し、[制度 2-1] の「(4)」については、そのような「影響」が、当期の「財務諸表には反映されていない」と解釈する論者がいるかもしれない。

しかし、「将来に実際に何かの事象が発生する場合のその結果」は、「将来の財務諸表に反映される」という意味で、将来の財務諸表には影響を与えるが、当期の財務諸表には反映される余地がない。ということは、当期の財務諸表に反映されるはずがないところの、「将来に実際に何かの事象が発生する場合のその結果」が与える「影響」については、当期の財務諸表との関係では、そもそも議論する意味がないことになる。そうであれば、将来の財務諸表にしか反映されず、当期の財務諸表に反映されるはずがないところの、「将来に実際に何かの事象が発生する場合のその結果」が与える「影響」を取り上げて、「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響」を、「将来に実際

に何かの事象が発生する場合のその結果が当期の財務諸表に与える影響」と解釈する意味もないことになる。

それでは、(1)：この「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響」とは、具体的に何を意味しているのだろうか。また、(2)：「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響」も、「財務諸表には反映されていない」とは、どのようなことを意味しているのだろうか。(1)について言えば、筆者は、「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響」の意味がわからない。よって、(2)についての、「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響」も「財務諸表には反映されていない」ということの意味も、筆者にはわからない。

一方、日本公認会計士協会(2002a)の前に公表された、企業会計審議会(2002)の「監査基準の改訂について」の「三 主な改訂点とその考え方 6 継続企業の前提について(3) 継続企業の前提に関わる開示」([制度2-2])では、「財務指標の悪化の傾向」や「財政破綻の可能性」等があることによって、「継続企業の前提に関する重要な疑義」がある場合に、「当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か」(傍線筆者)について、「財務諸表に注記を義務づけていくことが必要である」とされていた。ここでの「重要な疑義の影響」という記述は、①：「財務諸表等規則」(2002年10月18日改正)の第8条の14([制度2-3])⁸⁾に従って、「会社が将来にわたつて事業を継続するとの前提…に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合」に、経営者が注記しなければならない事項のうちの「四 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か」(傍線筆者)にも見られる。また、「重要な疑義の影響」という記述は、②：日本公認会計士協会(2002b)の「6. 継続企業の前提に関する注記」([制度2-4])に従って、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在すると判断した場合」に、経営者が「財務諸表に注記」するところの、「④ 財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な疑義の影響を財

8)「連結財務諸表規則」(2002年10月18日改正)の第15条の9では、本文に示した財務諸表等規則第8条の14の規定を連結財務諸表提出会社について準用する旨が記されている。

務諸表に反映していない旨」(傍線筆者)にも見られる⁹⁾。

[制度2-2] 一三 主な改訂点とその考え方 6 継続企業の前提について (3) 継続企業の前提に関わる開示

「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象や状況としては、企業の破綻の要因を一義的に定義することは困難であることから、財務指標の悪化の傾向、財政破綻の可能性等概括的な表現を用いている。より具体的に例示するとすれば、財務指標の悪化の傾向としては、売上の著しい減少、継続的な営業損失の発生や営業キャッシュ・フローのマイナス、債務超過等が挙げられる。財政破綻の可能性としては、重要な債務の不履行や返済の困難性、新たな資金調達が困難な状況、取引先からの与信の拒絶等が挙げられる。また、事業の継続に不可欠な重要な資産の毀損や権利の失効、重要な市場や取引先の喪失、巨額の損害賠償の履行、その他法令に基づく事業の制約等も考慮すべき事象や状況となると考えられる。いずれにせよ、このような事象や状況が存在する場合には、その旨、その内容、継続企業の前提に関する重要な疑義の存在、当該事象や状況に対する経営者の対応及び経営計画、当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か等について、財務諸表に注記を義務づけていくことが必要である。」(傍線筆者)

[制度2-3] 一財務諸表等規則、第8条の14

「貸借対照表日において、債務超過等財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたつて事業を継続するとの前提(以下「継

9) 能勢電鉄の2003年連結財務諸表の「継続企業の前提に関する注記」には、[制度2-3]~[制度2-4]は公表されていたが、次のように記されていた。そこでは、[制度2-3]の「四」、及び[制度2-4]の「④」に見られる「重要な疑義の影響」という記述ではなく、[制度2-1]の「(4)」と同様に、「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響」という記述が見られる。

「当社グループは、当連結会計年度において、166億2,851万2千円の大幅な当期純損失を計上した結果、106億8,173万5千円の債務超過となっている。当該状況は、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせるものである。

連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解消すべく、親会社の金融支援等を受けると共に今後長期的に存続・発展していくため、鉄道事業に専念し、経営を圧迫している不動産事業からの撤退と早期の債務超過状態からの脱却を考慮した経営再建を計画している。

この計画の中で、事業の選択と集中による収益力の強化、資産売却による有利子負債の圧縮等の財務体質の改善、希望退職の募集による30名の人員削減および従業員の賃金カットによる固定費の圧縮を行う。

連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響も連結財務諸表には反映していない。」(傍線筆者)

「継続企業の前提」という。) に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- 二 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
- 三 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- 四 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か」(傍線筆者)

〔制度2-4〕—日本公認会計士協会(2002b)、6. 継続企業の前提に関する注記

「継続企業の前提が適切であるかどうかを総合的に評価した結果、貸借対照表日において、単独で又は複合して継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在すると判断した場合には、当該疑義に係る事項として、以下の事項を財務諸表に注記する。

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義が存在する旨
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画の内容
- ④ 財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映していない旨」(傍線筆者)

他方、先に示した〔制度2-1〕は、以下に示す日本公認会計士協会(2003a)の20項によって改正されている(〔制度2-5〕)。この〔制度2-5〕によると、「継続企業の前提に重要な疑義が認められる」状況において、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断する場合には、「財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映していない旨」を「追記情報」として記載することを、監査人は求められている。

〔制度2-5〕—日本公認会計士協会(2003a)、20項

「監査人は、継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合において、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であり、かつ、当該疑義に関する事項の注記が適切であると判断したときは、無限定適正意見を表明し、監査報告書に追記情報として次の事項を記載する。

- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況の内容
- (2) 継続企業の前提に重要な疑義が存在する旨
- (3) 当該事象又は状況に対する経営計画等が注記されている旨

〔4〕 財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映していない旨〕（傍線筆者）

また、経営者が財務諸表に注記する事項としての、①：「四 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か」（〔制度2-3〕）（傍線筆者）、及び②：「④ 財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映していない旨」（〔制度2-4〕）（傍線筆者）に見られる「重要な疑義の影響」という記述は、〔制度2-5〕中の「追記情報」として記載される事項の「〔4〕」にも見られることがわかる。この「〔4〕」を含め、〔制度2-5〕で規定されている(1)~(4)の記載内容を踏まえる形で、日本公認会計士協会（2003b）の「Ⅲ 証券取引法監査における監査報告書 1. 年度財務諸表に関する監査報告書（1）連結財務諸表に関する監査報告書」の「④ 継続企業の前提（イ）追記情報の内容」は、以下のような「（継続企業の前提に関する追記情報の文例）」を示しており（〔制度2-6〕）、この〔制度2-6〕中の「追記情報」の文例においても、「重要な疑義の影響」という記述が見られる。

〔制度2-6〕—日本公認会計士協会（2003b）、（継続企業の前提に関する追記情報の文例）

「追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は………の状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。」（傍線筆者）

ここで、先ほど述べたように、(1)：「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響」の意味、及び(2)：「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響」も「財務諸表には反映されていない」ということの意味は、わからなかった。そうであれば、①：「追記情報」として記載される事項として、及び②：「（継続企業の前提に関する追記情報の文例）」として、意味を理解できない「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響」という記述が用いられていない点では、〔制度2-5〕及び〔制度2-6〕は合理的であることがわかる。

しかし、新たに次の2つの問題が生じる。それは、[1]:(1):[制度2-2]や、[制度2-3]~[制度2-4]のような「継続企業の前提が疑わしい場合」についての開示規定に見られる「重要な疑義の影響」、及び(2):[制度2-5]に示されている「継続企業の前提に重要な疑義が認められる」状況において、「当該疑義に関する事項の注記が適切である」と監査人が判断した場合に、「追記情報」として記載される「重要な疑義の影響」、そして、(3):[制度2-6]に示されているように、「継続企業の前提に関する注記に記載のとおり」という形で、経営者が行う注記を監査人が参照した上で記載される「追記情報」の文例に見られる「重要な疑義の影響」が、具体的に何を意味しているのか、という問題である。また、2つ目は、[2]:「重要な疑義の影響」を「財務諸表に反映していない」とは、どのようなことを意味しているのか、という問題である¹⁰⁾。ここで、この2つの問題については、当期の財務諸表の作成に当たって、経営者が「将来に発生する損失の金額を合理的に見積もれない」、あるいは「資産の回収可能額を合理的に見積もれない」状況を想定し、次のような主張（[主張A]）を行う論者がいるかもしれない。

[主張A]

「将来に発生する損失」が多額であること、あるいは「将来に回収される資産」が少額であることが、その会社の事業の継続を危うくする原因となる場合に、(1):問題になっている「重要な疑義の影響」や「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響」は、「その会社の事業の継続を危うくする原因となる将来に発生する事象が、当期の財務諸表に反映されるかどうかが問題になる場合の、その事象が生じさせる金額の影響」を意味する。また、(2):「重要な疑義の影響」、あるいは「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響」を「財務諸表に反映していない」ということは、「将来に発生する損失」、あるいは「将来に回収される資産」といった、「将来に発生する事象」についての「金額の合理的な見積もりができない」ことを意味する。」(傍線筆者)

10) また、[制度2-2]及び[制度2-3]に見られる「重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か」という記述に注目すると、(1):「重要な疑義の影響を財務諸表に反映している」ことがあるのか、(2):そのようなことがあるとして、それはどのような場合に起こるのか、また、そもそも(3):「重要な疑義の影響を財務諸表に反映している」とは、どのようなことを意味しているのか、という問題も生じる。

しかし、この〔主張 A〕には、説得力があるだろうか。まず、〔主張 A〕中の(1)についてであるが、そこに見られる「その会社の事業の継続を危うくする原因となる将来に発生する事象が、当期の財務諸表に反映されるかどうかが問題になる場合の、その事象が生じさせる金額の影響」については、「その会社の事業の継続を危うくする原因となる」という説明は付されているが、ここで注目する必要があるのは、当期の財務諸表の作成に当たって、「特定の将来事象（特定の、「将来に発生する事象」）」が問題になっている、という点である。

そうであれば、そのような「特定の将来事象」が当期の財務諸表に与える金額の影響を、「特定の将来事象」に言及しない形で、あえて「重要な疑義の影響」と表現する必要はないことがわかる。同様に、当期の財務諸表の作成に当たって問題になる「特定の将来事象」が想定できるにもかかわらず、「その会社の事業の継続を危うくする原因となる将来に発生する事象が、当期の財務諸表に反映されるかどうか問題になる場合の、その事象が生じさせる金額の影響」（〔主張 A〕の(1)）を、「特定の将来事象」に言及しているかどうかが明確ではない。「継続企業の前提に係る不確実性」という表現を用いて、あえて「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響」と表現する必要もないことになる。

ここでの「その会社の事業の継続を危うくする原因となる将来に発生する事象が、当期の財務諸表に反映されるかどうか問題になる場合の、その事象が生じさせる金額の影響」については、それを「重要な疑義の影響」、あるいは「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響」と言い換えなくても、「特定の将来事象」が、当期の財務諸表の作成に当たって生じさせる金額の影響に言及していることが理解できる表現である。そうであれば、「重要な疑義の影響」、あるいは「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響」が、具体的に何を意味しているのか、という問題に、〔主張 A〕の(1)は答えていないことになる。その意味で、〔主張 A〕には問題がある。

次に、〔主張 A〕中の(2)についてであるが、当期の財務諸表の作成に当たって、

「将来に発生する損失」や「将来に回収される資産」のような、「将来に発生する事象」についての「金額の合理的な見積もりができない」ことを指して、「当期の財務諸表に、将来に発生する事象についての（合理的な）見積もり金額の影響が反映されていない」と主張する¹¹⁾ことはできるものの、ここで問題になっているのは、「特定の将来事象」についての金額の見積もりであり、当期の財務諸表の作成に当たって、その「特定の将来事象」の金額の見積もりができない、ということである。

そうすると、先ほど述べたように、(1):①:「重要な疑義の影響」という表現は、「特定の将来事象」に言及しない表現であり、②:「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響」という表現は、「特定の将来事象」に言及しているかどうかが明確ではない表現である点、及び(2):「将来に発生する事象」についての「金額の合理的な見積もりができない」こと（[主張A]の(2)）は、「特定の将来事象」の金額の合理的な見積もりができないことを指している点を踏まえると、次のことがわかる。それは、「将来に発生する事象」についての「金額の合理的な見積もりができない」ことを、[主張A]の(2)に見られるように、「重要な疑義の影響」、あるいは「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響」を「財務諸表に反映していない」と言い換える必要はない、ということである。そうであれば、「重要な疑義の影響」、あるいは「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影

11) 「将来に発生する事象」についての「金額の合理的な見積もりができない」ことを想定した上でなされる、「当期の財務諸表に、将来に発生する事象についての見積もり金額の影響が反映されていない」という主張（※）は、「財務諸表の本体に」見積もり金額の影響が反映されていないことに注目している。この主張は、将来に発生する事象についての見積もり金額の影響が、当期の財務諸表の本体には反映されていなくても、「将来に発生する事象についての金額の合理的な見積もりができない」という事実が、「財務諸表の注記には」反映される余地がある、という考えを排除しない。従って、上記の※の主張に対して、「将来に発生する事象についての金額の合理的な見積もりができないという事実が、財務諸表の注記には反映されるのだから、その見積もり金額の影響が当期の財務諸表に反映されていない、と捉えるのは誤りである。」旨を主張しても、その主張によって、上記の※の主張が誤りになるわけではない。

響」を「財務諸表に反映していない」とは、どのようなことを意味しているのか、という問題に、[主張 A] は答えていないことになるので、そのような [主張 A] には問題があることがわかる。

このように、本節のここまでの議論によると、(1):「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響」の意味も、「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響」も「財務諸表には反映されていない」ということの意味も、わからない。そして、(2):「重要な疑義の影響」の意味も、「重要な疑義の影響」を「財務諸表に反映していない」ということの意味も、わからない。

そうすると、次のような問題が生じる。それは、「継続企業の前提が疑わしい」状況において、①:経営者が当期の財務諸表に注記を行う上で、及び②:「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と判断している監査人が、その対応を決定する上で、当期の財務諸表との関係で問題にされている、「重要な疑義の影響」や「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響」のような「影響」を、「財務諸表に与える影響」として考慮する余地があるのか、という問題である。次節では、「重要な疑義の影響」という記述が見られない財務諸表の注記を参照しながら、この問題を考察する。

3. 当期の財務諸表との関係で問題にされている「影響」を注記及び監査報告書に記載しないことの合理性

(1) 「継続企業を前提としない場合の財務諸表に与える影響」を注記に記載する余地

前節の最後の段落で述べた問題を考察するに当たって、まず、以下に示す株式会社ゴールドウイン開発（以下、「ゴールドウイン開発」とする）の2006年『有価証券報告書』に所収されている2005年個別財務諸表についての監査報告書（[事例3-1]）と、同社の財務諸表の注記（「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」）（[事例3-2]）を見てみよう。[事例3-1]中の

「追記情報」では、「重要な疑義の影響」という記述が見られるものの、[事例3-2]は、次の2つの点で興味深い。

- (1): まず1つ目は、①: 前節で示した[制度2-2]において、「継続企業の前提に関する重要な疑義」がある場合に、「当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か」については、「財務諸表に注記を義務づけていくことが必要である」とされているにもかかわらず、また、②: 同じく前節で示した[制度2-3]~[制度2-4]のような開示規定があるにもかかわらず、[事例3-2]には、「重要な疑義の影響」という記述が見られない、という点である。
- (2): そして2つ目は、[事例3-2]は、「財務諸表は継続企業を前提として作成されており、これを前提としない場合の影響を反映しておりません」という記述に見られるように、「継続企業を前提としない場合の財務諸表に与える影響」に言及している、という点である¹²⁾。

〔事例3-1〕—ゴールドウイン開発の2005年監査報告書

「当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドウイン開発株式会社の平成17年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載のとおり、会社は定期的に営業損失を計上した結果、第10期より債務超過になっており、当期も引続き継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する会社の対応については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成され

12) ゴールドウイン開発の2006年~2007年までの個別財務諸表の「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」にも、「重要な疑義の影響」の記載はなく、「財務諸表は継続企業を前提として作成されており、これを前提としない場合の影響を反映しておりません」との記載が見られる。また、坂柳(2013,98)に示した、株式会社名古屋観光ホテルの2003年連結財務諸表の「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」には、「連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、これを前提としない場合の影響を反映していない」との記述が見られるが、この記述も、[事例3-2]と同様に、「継続企業を前提としない場合の財務諸表に与える影響」に言及している。

ており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。」(傍線筆者)

[事例3-2] —ゴールドウイン開発の2005年個別財務諸表の注記

「当社は経常的に営業損失を計上した結果、第10期より債務超過になっております。当該状況により当期も引続き継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。当社は、当該状況を解消すべく、預託金の株式化を中心とする経営計画を策定し、親会社である株式会社ゴールドウインより財政的支援を受けることを予定しております。

財務諸表は継続企業を前提として作成されており、これを前提としない場合の影響を反映しておりません。」(傍線筆者)

前節では、[制度2-2]及び[制度2-3]～[制度2-4]に見られた「重要な疑義の影響」が、「その会社の事業の継続を危うくする原因となる将来に発生する事象が、当期の財務諸表に反映されるかどうかが問題になる場合の、その事象が生じさせる金額の影響」と解釈する余地があるかどうかを考察した。他方、[事例3-2]では、「重要な疑義の影響」という記述は見られないものの、「重要な疑義の影響」を、上記の「継続企業を前提としない場合の財務諸表に与える影響」と解釈する余地はあるのか、という点が問題になる。

この問題を考察するに当たって、注目する必要があるのは、今問題になっているゴールドウイン開発の経営者は、「継続企業の前提が疑わしい状況」であっても、継続企業を前提として財務諸表を作成している、という点である。そのようなゴールドウイン開発の経営者にとっては、「継続企業を前提としない場合」を想定する必要がない。そうであれば、(1):「継続企業を前提としない場合の財務諸表に与える影響」は、継続企業を前提として作成されている当期の財務諸表との関係では、ゴールドウイン開発の経営者が想定する必要がある「影響」とは考えられず、そのような「影響」を経営者が注記に記載する余地はない¹³⁾こ

13) ここで、「注記に記載する余地はない」とは、当期の財務諸表に「反映していない」という形ではあっても、「継続企業を前提としない場合の影響」を財務諸表の注記に記載する余地がないことを意味している。

とになる¹⁴⁾。また、(2):「継続企業を前提としない場合の財務諸表に与える影響」は、継続企業を前提として財務諸表を作成している経営者が想定する必要がある「影響」ではないことを踏まえると、継続企業を前提として経営者が財務諸表を作成している状況で問題になる「重要な疑義の影響」を、その状況で経営者が想定する必要がないところの「継続企業を前提としない場合の財務諸表に与える影響」と解釈する余地はないことになる。そして、上記の(2)の議論を拡張すると、継続企業を前提として経営者が財務諸表を作成している状況で問題になるところの、前節で取り上げた「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響」についても、その状況で経営者が想定する必要がないところの「継続企業を前提としない場合の財務諸表に与える影響」と解釈する余地はない、ということになる。

14) 「継続企業の前提が疑わしい場合」の監査人の対応として、米国の監査基準書第34号(SAS34)(AICPA(1981))の12項では、subject to opinionの記載例が示されている。この記載例の内容については、坂柳(2012,198)の[制度2-4]を参照して頂きたいが、その記載例中の「財務諸表では、会社が存在し続けることができないとすれば必要になるかもしれない記録された資産の金額の回収可能性と分類、あるいは負債の金額と分類に関係しているあらゆる修正がなされていない」という記述は、経営者ではなく、監査人が「将来に会社が事業を継続しないこと」を前提にした、「継続企業を前提としない場合の財務諸表に与える影響」と考えられる。

他方、坂柳(2012,199)で述べたように、SAS34の12項のsubject to opinionの記載例では、継続企業を前提として作成された財務諸表について、監査上の除外事項が問題にされているわけではない。このことは、SAS34の12項のsubject to opinionの記載例が、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断した上で、継続企業を前提として作成された財務諸表に除外事項はないことを想定していることを意味する。

ここで、監査人が「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と判断しているのであれば、「将来に会社が事業を継続しないこと」を監査人が前提にして、「継続企業を前提としない場合の財務諸表に与える影響」を監査報告書上で問題にする必要はない。よって、SAS34の12項のsubject to opinionの記載例中の「財務諸表では、会社が存在し続けることができないとすれば必要になるかもしれない記録された資産の金額の回収可能性と分類、あるいは負債の金額と分類に関係しているあらゆる修正がなされていない」という記述を、監査人が監査報告書に記載する余地もないことになる。この結論は、SAS34で想定されている状況においては、監査人の対応としてsubject to opinionを導くことはできず、導かれるのは「無限定適正意見」である旨を指摘した坂柳(2012,194-202)での議論と整合している。

(2) 「継続企業を前提としない場合の財務諸表に与える影響」も「重要な疑義の影響」も注記に記載されていない事例

ここで、「[継続企業を前提としない場合の財務諸表に与える影響]を注記に記載する余地はない」という主張との関係で、日本製麻株式会社（以下、「日本製麻」とする）の2003年連結財務諸表の「継続企業の前提に関する注記」（[事例3-3]）を見てみよう。それによると、日本製麻の経営者は、「当期末現在において当社の総借入金額のうち短期借入金と1年以内に返済予定の長期借入金の合計額が904百万円となっており、期日後の契約については主要金融機関と交渉中であることから継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況において、「当社は当該状況を解消すべく、平成15年3月に策定した中期経営計画を主要金融機関に提出し、借入金の契約変更の交渉を継続して」いること等を考慮し、「現在主要金融機関に申し出ている短期借入金の借換や借入契約の変更は、十分実現可能なもの」と考えた上で、次のような記述を行った。それは、「継続企業の前提に関する重要な疑義は存在するものの、上記のとおり疑義の解消は十分可能と考えており、当連結会計年度の連結財務諸表は継続企業を前提として作成しております」との記述である。

【事例3-3】—日本製麻の2003年連結財務諸表の注記

「当社の親会社である中本商事株式会社は、不動産価格の著しい下落による経営状態及び財務状況の悪化を理由として、平成13年10月末において取引金融機関各行に対し、借入金元金の支払を一時停止し、企業再建のための抜本的経営改善計画の策定に取り組む旨の申入れを行いました。平成14年3月には、債務を圧縮するための担保提供資産の売却計画を策定し、順次不動産を売却しております。

かかる状況下において当社は金融機関よりの借入金の圧縮を図るべく、平成13年11月以降当期末までに1,039百万円の返済を実行し、当社の借入金総額は1,403百万円までに削減しました。しかしながら、当期末現在において当社の総借入金額のうち短期借入金と1年以内に返済予定の長期借入金の合計額が904百万円となっており、期日後の契約については主要金融機関と交渉中であることから継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しています。当社は当該状況を解消すべく、平成15年3月に策定した中期経営計画を主要金融機関に提出し、借入金の契約変更の交渉を継続しております。また、本年5月に新たな金融機関からの長期借入200百万円が実行されました。さらに、金融機関からの借入金に対して提供している担保は、期末日現在の

借入金額を充足した状況にあります。

このような状況を総合的に鑑みて、現在主要金融機関に申し出ている短期借入金の借換や借入契約の変更は、十分実現可能なものと考えております。

以上の結果、継続企業の前提に関する重要な疑義は存在するものの、上記のとおり疑義の解消は十分可能と考えており、当連結会計年度の連結財務諸表は継続企業を前提として作成しております。

(中期経営計画の要約)

当社は、各金融機関からの理解を得るため、株主資本の充実を目指した経営を図り、経営の抜本的な見直しを行うべく「中期経営計画」を策定いたしました。

1. 収益力の一層の強化のための、経営資源の選択と集中による経営の抜本的な見直し

当社の強みであるパスタ及びパスタ関連商品を中心とした食品事業と、麻製品並びにタイ国の子会社製品である自動車用マットを中心とした産業資材事業に経営資源を集中し、不採算部門である水産事業や園芸事業、ゴルフ用品事業などの縮小や廃止を行い、収益の安定化を図り利益を確保します。

2. キャッシュ・フローを重視し、経営の安定化のため財務体質の改善と強化を図る

不安定な金融情勢から、安定したキャッシュ・フローの実現が最重要課題と位置付け、更なる財務体質の改善と強化を図り、借入金等有利子負債の圧縮を継続的に行っていきます。

3. 更なる経費の削減と業務の効率化

前期に神戸本部の事務所を移転し賃借料の負担を軽減し、また、人件費の削減も順次実施してきております。さらに、業務の効率化を目指し、経営のスリム化を図り、業務のアウトソーシングも積極的に推進していきます。今後、一段の人件費の見直しも図ってまいります。」(傍線筆者¹⁵⁾)

しかし、日本製麻の経営者は、[事例3-3]において、(1):「財務諸表は継続企業を前提として作成されており、これを前提としない場合の影響を反映しておりません」([事例3-2]を参照)という記述のように、「継続企業を前提としない場合の財務諸表に与える影響」を注記に記載していない。また、日本製麻の経営者は、[事例3-3]において、(2):[事例3-2]と同様に、「重要

15) ただし、[事例3-3]中の「(中期経営計画の要約)」以下の内容について、番号付きの見出し(例えば、「1. 収益力の一層の強化…」という見出し)の傍線は、原文において付されている。

な疑義の影響」も記載していない¹⁶⁾。

①：この「重要な疑義の影響」については、前節で述べたように、「その会社の事業の継続を危うくする原因となる将来に発生する事象が、当期の財務諸表に反映されるかどうか問題になる場合の、その事象が生じさせる金額の影響」（※）と解釈する余地があるかどうか問題になるが、前節では、「特定の将来事象」が当期の財務諸表に与える金額の影響を、「特定の将来事象」に言及しない形で、あえて「重要な疑義の影響」と表現する必要はないことを指摘した。また、同じく前節で述べたように、当期の財務諸表の作成に当たって問題になる「特定の将来事象」が想定できるにもかかわらず、上記※を、あえて「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響」と表現する必要はなかった。

他方、②：「重要な疑義の影響」については、「継続企業を前提としない場合の財務諸表に与える影響」と解釈する余地があるかどうかについても問題になるが、本節の(1)で述べたように、「継続企業を前提としない場合の財務諸表に与える影響」は、継続企業を前提として財務諸表を作成している経営者が想定する必要がある「影響」ではないことを踏まえると、継続企業を前提として経営者が財務諸表を作成している状況で問題になる「重要な疑義の影響」を「継続企業を前提としない場合の財務諸表に与える影響」と解釈する余地はなかった。また、同じく本節の(1)で述べたように、経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成している場合には、前節で取り上げた「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響」についても、「継続企業を前提としない場合の財務諸表に与える影響」と解釈する余地はなかった。

16) 日本製麻の2004年連結財務諸表の「継続企業の前提に関する注記」にも、「連結財務諸表は継続企業を前提として作成しております」との記述があるだけで、「継続企業を前提としない場合の財務諸表に与える影響」や「重要な疑義の影響」の記述はなかった。また、坂柳（2013, 99）に示した、天龍木材株式会社の2003年連結財務諸表の「継続企業の前提に関する重要な疑義を抱かせる事象又は状況」にも、「連結財務諸表は、継続企業を前提として作成しております」との記述は見られるが、「継続企業を前提としない場合の財務諸表に与える影響」や「重要な疑義の影響」の記述は見られなかった。

以上のように、本節の(1)の議論を踏まえても、「重要な疑義の影響」や「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響」の意味は、やはりわからない。そうであれば、意味がわからない表現を含んでいるところの、[1]:「継続企業の前提に関する重要な疑義」がある場合に、「当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か」について、「財務諸表に注記を義務づけていくことが必要である」ことを示している[制度2-2]には、その読み手の理解を困難にする点で、合理性がない。同様に、[2]:継続企業の前提に「重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合」に「当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か」を注記するように経営者に求める[制度2-3]や、[3]:「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在すると判断した場合」に、「当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映していない旨」を「財務諸表に注記」することを経営者に求める[制度2-4]にも、財務諸表の読み手の理解を困難にする点で、合理性はない。また、「継続企業の前提に重要な疑義が認められる」場合に、[4]:「追記情報」として、「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響も財務諸表には反映されていない旨」の記載を監査人に求める[制度2-1]や、[5]:「追記情報」として、「当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映していない旨」の記載を監査人に求める[制度2-5]、そして、[6]:「重要な疑義の影響」という表現が「追記情報」の文例に示されている[制度2-6]にも、監査報告書の読み手の理解を困難にする点で、合理性がないことがわかる。

この[1]~[6]を踏まえると、「継続企業の前提が疑わしい」状況において、(1):経営者が当期の財務諸表に注記を行う上で、及び(2):「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と判断している監査人が、その対応を決定する上で、当期の財務諸表との関係で問題にされている、「重要な疑義の影響」や「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響」のような「影響」を、「財務諸表に与える影響」として考慮する余地はないことになる。実際、①:[制度2-2]に見られるような、「継続企業の前提に関する重要な疑義」がある場合に、「当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか

否か」について、「財務諸表に注記を義務づけていくことが必要である」との考え方や、②：[制度2-3]～[制度2-4]のような開示規定があるにもかかわらず、[事例3-2]及び[事例3-3]には、「重要な疑義の影響」が、注記に記載されていなかった。

他方、[事例3-2]については、「継続企業を前提としない場合の財務諸表に与える影響」の記載は、不要であったと考えられるが、意味のわからない「重要な疑義の影響」を記載せず、財務諸表の読み手を混乱させていないという点では、[事例3-2]及び[事例3-3]は合理的である。それに対して、ゴールドウイン開発の2005年監査報告書（[事例3-1]）には、[制度2-5]～[制度2-6]に従う形で、「重要な疑義の影響」という記述が見られる。しかし、意味がわからない「重要な疑義の影響」が監査報告書に記載されると、監査報告書の読み手は混乱する可能性があるので、[事例3-1]に見られる「重要な疑義の影響」という記述は、不要である¹⁷⁾。

17) 日本製麻の2003年連結財務諸表についての監査報告書では、次のように記されている。この監査報告書にも、[事例3-1]と同様に、[制度2-5]～[制度2-6]に従う形で、「重要な疑義の影響」という記述が見られる。本文の議論を踏まえると、意味がわからない「重要な疑義の影響」という記述は、不要である。

「当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本製麻株式会社及び連結子会社の平成15年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、提出会社は短期借入金及び1年以内に返済予定の長期借入金の合計が904百万円となっており、短期借入金の借換や借入契約の変更については主要金融機関と交渉中であることから継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況の解消に向けての会社の対応等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、**重要な疑義の影響**を連結財務諸表には反映していない。」(傍線筆者)

4. その会社の「将来の事業に与える影響」を注記及び監査報告書に記載する余地

(1) 「将来の事業に与える影響」を示す記述

前節では、「継続企業の前提が疑わしい」状況において、(1): 経営者が当期の財務諸表に注記を行う上で、及び(2): 「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と判断している監査人が、その対応を決定する上で、当期の財務諸表との関係で問題にされている、「重要な疑義の影響」や「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響」のような「影響」を、「財務諸表に与える影響」として考慮する余地はないことを指摘した。それでは、「継続企業の前提が疑わしい場合」に、注記を行う経営者、及び監査報告書上で対応を決定する監査人が、当期の財務諸表との関係で問題にされている「影響」以外の、何かの「影響」を考慮する余地はないのだろうか。

この問題を考察する上で、まず、以下に示す株式会社大盛工業（以下、「大盛工業」とする）の2002年連結財務諸表の注記（「追加情報」¹⁸⁾）を見てみよう（[事例4-1]）。この[事例4-1]では、「当社グループ」が「前連結会計年度に引続き2期連続の債務超過」となり、「経営中期計画」に基づいて、「元請受注体制の強化」や「営業基盤の再編」等の「基本方針の達成」に、「グループ全体の総力を傾注して」いる旨が示されている。また、[事例4-1]では、「基本方針の達成」との関係で触れられている「事業の再構築」について、それを実現するために、「財務の健全化を図ることは不可欠との判断」が示され、「時価が著しく下落している不動産事業等土地の減損215,002千円」等の損失を、「特別損失」に計上している旨が示されている。

18) 大盛工業の2002年連結財務諸表の「追加情報」、及び後述する山水電気株式会社の2000年連結財務諸表の「追加情報」については、関係する「連結財務諸表規則」を参照すると、以下に示すその第15条が適用されている、と解釈できる。

「この規則において特に定める注記のほか、連結財務諸表提出会社の利害関係人が企業集団の財政及び経営の状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。」

〔事例4-1〕 一大盛工業の2002年連結財務諸表の注記

「経営注記計画」

当社グループの当連結会計年度は、年度中に転換社債19億円を発行し、転換権行使により資本金及び資本準備金繰入20億円がありながらも、残念ながら前連結会計年度に引続き2期連続の債務超過となりました。このため当連結会計年度を初年度とする「経営中期計画（平成14年7月期～平成16年7月期）」に基づき、元請受注体制の強化、営業基盤の再編、新技術（OLY工法）の活用、固定資産・販売用不動産・有価証券等の売却、有利子負債の3割程度削減、2割程度の人員削減等の基本方針の達成にグループ全体の総力を傾注しております。

中心となる建設事業については、持続的に利益を出せる体制を構築していくことが大きな課題と認識しております。具体的には、本業への回帰により上・下水道事業専業とし更に積算能力を高めてまいります。また、工事予算は近年低下傾向の中で安定的に利益を確保するために、元請受注の割合を高める努力を重視しております。現場の予算管理についても、協力会社との契約を確立し、予定利益を確保する体制をとっております。さらに人員の削減、給与の減額なども行い、今後も「出る金を少なく」を基本に検討を進めてまいります。こうした結果、当連結会計年度における元請受注は受注全体の61.5%を達成しております。その他に、有価証券の売却、使用頻度の低い建設機械の売却等による有利子負債の削減（借入金9.1%の削減）、営業基盤の再編に伴い関西支店及び東北支店の事業所を閉鎖し人員削減（29名）を推し進めて直接経費の削減等に具体化しております。

また、当面の財政危機打開のために前述した転換社債の発行、取引先金融機関に対する理解とさらなる協力を要請しつつあります。

さらに、上記の基本方針を達成して事業の再構築を実現するためには、財務の健全化を図ることは不可欠との判断から、時価が著しく下落している不動産事業等土地の減損215,002千円（「不動産事業等支出金評価損」）、定期借地権付住宅として販売済の賃貸用土地の減損618,641千円（「賃貸用土地評価損」）、事業に供していないファイナンス・リース資産の除却損312,211千円（「リース資産除却損」）、社債発行費一括償却損464,178千円、当連結会計年度に閉鎖した三郷工場と茨城工場（第二工場）の土地評価損1,131,497千円を含む支店・工場閉鎖損1,790,894千円をいずれも特別損失に計上しております。

但し、上記の基本方針の達成にはいずれも諸困難と不確実性が伴うことも事実であり、その達成如何によっては今後の当社グループの事業の継続性に重要な影響を与える可能性がありますので、グループ全社を挙げて確実に「経営中期計画」を達成して、一層の財務体質強化に邁進する所存であります。」（傍線筆者）

さらに、この〔事例4-1〕には、「基本方針の達成」との関係で、「その達成如何によっては今後の当社グループの事業の継続性に重要な影響を与える可能性があります」という記述が見られる。この記述は、「将来の事業に与える影

響」を示す記述である。

また、以下に示す山水電気株式会社（以下、「山水電気」とする）の2000年連結財務諸表の注記（「注記事項（連結貸借対照表関係）7. 追加情報（2）今後の当企業集団経営改善に係る計画及び見通し」）では、次のように記されている（[事例4-2]）。まず、[事例4-2]によると、(1):「当社及び連結子会社」は、「平成7年度より債務超過の状況」にあり、「市中銀行からも株式市場を通じての一般投資家からも十分な資金調達をすることは困難な状況」にあること、そして、(2):「当社及び連結子会社の事業継続の可否はグランデ・グループから当社及び連結子会社の事業継続に必要な十分な財政的支援が今後も引き続き得られるか否かにかかって」いることが示されている。この(2)については、「影響」という表現はないものの、将来に「当社及び連結子会社の事業継続に必要な十分な財政的支援」が「得られるか否か」が、「当社及び連結子会社の事業継続」ができるかどうかという結果に、「影響」を与えることを示した記述である、と解釈できる。

[事例4-2] —山水電気の2000年連結財務諸表の注記—7. 追加情報（2）今後の当企業集団経営改善に係る計画及び見通し

「当社及び連結子会社は、グランデ・グループの支援のもとで経営構造改革に取り組んでおりますが、平成7年度より債務超過の状況にあり、当連結会計年度末におけるその額は、8,181百万円になっております。当社及び連結子会社は長期に亘る業績の低迷とそれに伴う株価の低迷により、市中銀行からも株式市場を通じての一般投資家からも十分な資金調達をすることは困難な状況にあります。このため、当社及び連結子会社の事業継続の可否はグランデ・グループから当社及び連結子会社の事業継続に必要な十分な財政的支援が今後も引き続き得られるか否かにかかっております。また、当連結会計年度末において当社及び連結子会社は支払期限を経過している未返済の借入金及び未払利息を総額7,375百万円有しているため、当該借入金の返済及び利息の支払いの履行請求に関する法的措置を受けた場合及び下記(4)に係る裁判の結果如何によっては、当社及び連結子会社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性があります。」（傍線筆者）

次に、[事例4-2]中の「下記(4)」についてであるが、①:[事例4-2]が山水電気の2000年連結財務諸表の注記である「7. 追加情報」の「(2)」であること、及び②:この「追加情報」の(2)である[事例4-2]の中に、「(4)」とい

う番号があることに注目すると、この「下記(4)」は、以下に示す山水電気の2000年連結財務諸表の注記（「注記事項（連結貸借対照表関係）7. 追加情報（4）訴訟の提起」）〔事例4－3〕を指している、と考えられる。そして、この〔事例4－2〕によると、「当連結会計年度末において当社及び連結子会社は支払期限を経過している未返済の借入金及び未払利息を総額7,375百万円有して」おり、「当該借入金の返済及び利息の支払いの履行請求に関する法的措置を受けた場合」、及び「下記(4)に係る裁判の結果如何によっては」、「当社及び連結子会社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」があることが示されている¹⁹⁾。

〔事例4－3〕—山水電気の2000年連結財務諸表の注記—7. 追加情報（4）訴訟の提起

「当社は平成12年10月25日にシンガー・エヌ・ブイにより貸金総額9,699,162米ドルの返済請求を東京地方裁判所に提訴されました。原告は、米国において同国連邦破産法第11章にもとづく再建手続きの開始申立を行ったザ・シンガー・カンパニー・エヌ・ブイ（以下「旧シンガー」）から旧シンガーの有していた債権を承継したと主張しております。

また、返還請求を受けている借入金は、当初旧シンガーから当社の子会社であるSICに貸付けられたものですが、その後当社がSICから債務引受を行ったものとして、平成9年12月期より当社の貸借対照表に計上されており、同時にSICに対する同額の貸付金が計上されました。なお、当該貸付金は、平成12年12月31日現在の当社の貸借対照表上、同額の貸倒引当金と直接相殺されております。

この訴訟については、①原告が旧シンガーから正当に債権を承継した債権者であるか否か及び②この訴訟を契機に当社において検討した結果、当該債務引受が法的要件を満たしているか否かが争点になっております。現時点においては裁判の結果を予測することは出来ません。」（傍線筆者）

このように、〔事例4－2〕においては、(1)：「当社及び連結子会社の事業継続の可否はグランデ・グループから当社及び連結子会社の事業継続に必要な十分

19) ここでの「裁判」とは、〔事例4－3〕によると、「原告」である「シンガー・エヌ・ブイ」からの「貸金総額9,699,162米ドルの返済請求」を「当社」が受けており、「①原告が旧シンガーから正当に債権を承継した債権者であるか否か」、及び「当社がSICから債務引受を行った」ことについて、「②…当該債務引受が法的要件を満たしているか否か」が問題になっている裁判である。なお、ここでの「SIC」は、山水電気の2000年個別財務諸表の「注記事項（貸借対照表関係）9. 追加情報（5）訴訟の提起」によると、「当社」の子会社である「サンスイ・インターナショナル・カンパニー・リミテッド」のことである。

な財政的支援が今後も引き続き得られるか否かにかかって」いる旨の記述や、(2):「当該借入金の返済及び利息の支払いの履行請求に関する法的措置を受けた場合」、及び「下記(4)に係る裁判の結果如何によっては」、「当社及び連結子会社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」がある旨の記述が見られる。この(1)~(2)の記述は、「将来の事業に与える影響」を示す記述である。

(2) 企業会計審議会(2002)及び企業会計審議会(2009)の評価と「将来の事業に与える影響」を考慮する場合の開示制度及び監査制度に与える示唆

ここで、本節の(1)で紹介した、その会社の「将来の事業に与える影響」を示す記述との関係では、次の2つのことを指摘できる。(1):まず、1つ目は、第2節で示した[制度2-2]では、「継続企業の前提に関する重要な疑義」がある場合に、「当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か」について、「財務諸表に注記を義務づけていくことが必要である」旨が示されているが、企業会計審議会(2002)を公表する段階で、当期の財務諸表との関係で問題にされているところの、何を意味しているのかわからない「重要な疑義の影響」を取り上げるのではなく、このような「将来の事業に与える影響」を取り上げる余地があった、ということである。このような、「将来の事業に与える影響」についての記述は、会社の利害関係者が、投資等の様々な意思決定を行うに当たっての判断材料になり得る、という意味では、有用な情報である。(2):そして、2つ目は、[事例4-1]及び[事例4-2]、そして後に示す山水電気の2000年連結財務諸表についての監査報告書はあるものの、「将来の事業に与える影響」を注記、あるいは監査報告書に記載することによって、会社の信用が悪化する等、会社が不利な影響を被ることが無視できない、ということであれば、企業会計審議会(2002)は、「将来の事業に与える影響」を取り上げる必要はなかった、ということである。

また、以下に示す企業会計審議会(2009)の「監査基準の改訂について」の「二 主な改訂点とその考え方 1 継続企業の前提に関する監査の実施手続」([制度4-1])では、「①当該事象又は状況が存在する旨及びその内容」、「②当該

事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策」，そして「③当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由など」を、「経営者」が「注記すること」が検討されている旨の記述が見られるが、[制度4-1]では、[制度2-2]中の「当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か」のように、当期の財務諸表との関係で問題にされている「影響」が明示されていない。この点について言えば、[制度4-1]は合理的であることがわかる。

[制度4-1] 一二 主な改訂点とその考え方 1 継続企業の前提に関する監査の実施手続

「…今般、投資者により有用な情報を提供する観点から国際会計基準などとの整合性をも踏まえ、財務諸表等規則等を改正し、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、経営者は、その評価の手順にしたがって、①当該事象又は状況が存在する旨及びその内容、②当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策、③当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由などを注記することが検討されている。」(傍線筆者)

ここで、(1)：将来の開示制度及び監査制度の設計に当たって、①：その会社の「将来の事業に与える影響」についても、そして、②：「重要な疑義の影響」のような、当期の財務諸表との関係で問題にされている「影響」についても考慮しない場合には、次のことが指摘できる。それは、「継続企業の前提が疑わしい」状況が問題になるにしても、[1]：「貸借対照表日に存在する、将来に損失を生じさせる原因」によって、将来に損失の形でもたらされる「将来の財務諸表に与える影響」や、[2]：「次期以後の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすような、貸借対照表日後、財務諸表作成日までに発生した事象」という意味の「後発事象」によってもたらされる「将来の財務諸表に与える影響」を考慮すればよい、ということである。

また、(2)：将来の開示制度及び監査制度の設計に当たって、「将来の事業に与える影響」を考慮する場合には、次のことが指摘できる。まず、①：「継続企業の前提が疑わしい」状況において、「将来の事業に与える影響」のうち、「次期以後の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすような、貸借対照表日後、

財務諸表作成日までに発生した事象」という意味の「後発事象」による影響を除いた場合でも、本節の(1)で示したような〔事例4-1〕及び〔事例4-2〕を踏まえた上で、「将来の事業に与える影響」を経営者が記載できるように、開示制度を整備する余地がある、ということである。次に、②：将来の監査制度設計に当たっては、以下に示す山水電気の2000年連結財務諸表についての監査報告書〔事例4-4〕が参考になる²⁰⁾。

〔事例4-4〕—山水電気の2000年監査報告書

「監査の結果、連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、連結財務諸表の表示方法は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

20) 本文で示した〔事例4-4〕には、「特記事項」が付されている。「特記事項」については、以下に示す1991年改訂監査基準の「第三 報告基準 四」(1)、及び1991年改訂監査報告準則の「五 特記事項」(2)に、それぞれ次のように記されている。

(1)：「監査人は、企業の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにするため特に必要と認められる重要な事項を監査報告書に記載するものとする。」

(2)：「重要な偶発事象、後発事象等で企業の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにするため特に必要と認められる事項は、監査報告書に特記事項として記載するものとする。」(傍線筆者)

そして、「特記事項」についての実務指針である日本公認会計士協会(1992)の2項では、次のように記されており(3)、そこで問題になっている「偶発事象」については同8項(4)を、そして「後発事象」については同11項(5)を参照頂きたい。他方、〔事例4-4〕、及び脚注21に示す大盛工業の2002年連結財務諸表についての監査報告書に対しては、日本公認会計士協会(1992)で想定されていなかった状況が実務上発生したので、上記の(1)を踏まえて、監査人が「特記事項」を記載した、という説明が可能である。

(3)：「特記事項は、財務諸表に注記されている重要な偶発事象、後発事象等で会社の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにするため、監査人が特に必要と認める事項を監査報告書に重ねて記載することによって強調し、それによって利害関係者へ注意的情報又は警報的情報を提供するものである。」(傍線筆者)

(4)：「偶発事象は、利益又は損失の発生する可能性が不確実な状況が貸借対照表日現在既に存在しており、その不確実性が将来事象の発生すること又は発生しないことによって最終的に解消されるものをいう。このような偶発事象は偶発利益と偶発損失とに分類できる。」(傍線筆者)

(5)：「注記の対象となる後発事象は、貸借対照表日後財務諸表作成日までに発生した事象で、次期以後の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすものである。このうち特記事項の記載対象となる後発事象は、次期以後の財務諸表に著しく重要な影響を及ぼすものである。…」(傍線筆者)

よって、当監査法人は、上記の連結財務諸表が山水電気株式会社及び連結子会社の平成12年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているものと認める。

特記事項

注記事項（連結貸借対照表関係） 7. 追加情報 (2)「今後の当企業集団経営改善に係る計画及び見通し」及び(4)「訴訟の提起」に記載されているとおり、

1. 会社及び連結子会社の事業継続の可否はグランデ・グループから今後も引き続き会社及び連結子会社の事業継続に必要な十分な財政的支援が得られるか否かにかかっている。
2. 支払期限の到来している未返済の借入金及び未払利息残高7,375百万円について、当該借入金の返済及び利息の支払の履行請求に関する法的措置を受けた場合及び下記3.に係る裁判の結果如何によっては、会社及び連結子会社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性がある。
3. 会社はシンガー・エヌ・ブイより貸付金の返還請求を裁判所に提訴され、現在裁判は進行中である。」（傍線筆者）

まず、この「事例4-4」との関係で、本節の(1)で示した「事例4-2」～「事例4-3」で問題になっている、[1]:「債務超過の状況」、[2]:「市中銀行からも株式市場を通じての一般投資家からも十分な資金調達をすること」が困難な状況、[3]:「支払期限を経過している未返済の借入金及び未払利息」があること、そして、[4]:「シンガー・エヌ・ブイ」によって「当社」が「提訴」されていることによって、本稿で言うところの「継続企業の前提が疑わしい状況」が生じている、と捉えた場合に、この「事例4-4」については、次のことが言える。それは、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人は判断し、無限定適正意見を表明してはいるものの、上記[1]～[4]に見られるような、経営者と共に直面している「継続企業の前提が疑わしい状況」によって生じる「将来の事業に与える影響」があるので、監査人は、経営者が行った注記（「追加情報」）を参照した上で、(1):「会社及び連結子会社の事業継続の可否はグランデ・グループから今後も引き続き会社及び連結子会社の事業継続に必要な十分な財政的支援が得られるか否かにかかっている」という記述、及び(2):「当該借入金の返済及び利息の支払の履行請求に関する法的措置を受けた場合及び下記3.に係る裁判の結果如何によっては、会社及び連結子会社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性がある」という記述を監査

報告書に示した、ということである。

もちろん、経営者と共に直面している「継続企業の前提が疑わしい状況」は、注記に開示されているので、その状況から生じる「将来の事業に与える影響」を注記に開示する余地はあっても、「継続企業の前提が疑わしい状況」、及びその状況から生じる「将来の事業に与える影響」を監査報告書に記載する必要はない、という考えは成立する。他方、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人は判断しているものの、経営者と共に直面している「継続企業の前提が疑わしい状況」から生じる「将来の事業に与える影響」を監査報告書に記載する²¹⁾ことも、監査制度設計上の選択肢の1つとして考えられる。

21) 本節の(1)で示した[事例4-1]との関係で、大盛工業の2002年連結財務諸表についての監査報告書を以下に示す。なお、企業会計審議会(2002)の「監査基準の改訂について」の「四 実施時期等 1」では、「改訂基準は、平成15年3月決算に係る財務諸表の監査から実施する。」とされているので、大盛工業の2002年連結財務諸表についての監査報告書には、2002年改訂監査基準は適用されず、1991年改訂監査基準、監査実施準則、監査報告準則が適用されることになる。

「監査の結果、連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、連結財務諸表の表示方法は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の連結財務諸表が株式会社大盛工業及び連結子会社の平成14年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているものと認める。

特記事項

追加情報に、当社グループは前連結会計年度に引続き2期連続の債務超過の状況にあり、債務超過の解消と信頼回復を図るために、「経営中期計画」に基づいて不採算事業を整理し事業の再構築に取り組んでいる途上にあるが、同計画の基本方針の達成にはいずれも諸困難と不確実性が伴うことも事実であり、その達成如何によっては今後の当社グループの事業の継続性に重要な影響を与える可能性がある旨の記載がある。(傍線筆者)

この大盛工業の2002年連結財務諸表についての監査報告書では、「経営中期計画」の「基本方針」の「達成如何によっては今後の当社グループの事業の継続性に重要な影響を与える可能性がある旨の記載がある」旨が記されているが、経営者と共に直面している「継続企業の前提が疑わしい状況」から生じる「将来の事業に与える影響」があるならば、上記の監査報告書については、監査人は、「…旨の記載がある」との記述を加える必要はなく、「…重要な影響を与える可能性がある」と記載すればよい。

5. 本稿の結論、貢献、今後の課題

本稿では、「継続企業の前提が疑わしい」状況において、紙幅の都合より、2002年改訂監査基準の「第四 報告基準 六 継続企業の前提 1」において、監査報告書で「追記」の対象になるとされていた、「重要な疑義に関する事項」との関係で、(1)：まず、[制度2-1]～[制度2-6]に見られた「重要な疑義の影響（を財務諸表に反映していない）」や「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響（も財務諸表には反映されていない）」が何を意味しているのか、という問題を考察した。また、本稿では、(2)：「継続企業の前提が疑わしい」状況において、①：経営者が当期の財務諸表に注記を行う上で、及び②：「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断しており、監査上の「除外事項」はなく、継続企業の前提が疑わしい状況を生じさせる要因として、「金額的に重要な資産の回収可能性の問題があり、その資産の見積り合理性を監査人が判断できない状況」もない場合に、その監査人が対応を決定する上で、「重要な疑義の影響」や「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響」のような、当期の財務諸表との関係で問題にされている「影響」を、「財務諸表に与える影響」として考慮する余地があるのか、という問題も考察した。

第2節では、上で示した1つ目の問題について、考えられる候補を検討した結果、[1]：「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響」の意味も、「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響」も「財務諸表には反映されていない」ということの意味もわからないこと、そして、[2]：「重要な疑義の影響」の意味も、「重要な疑義の影響」を「財務諸表に反映していない」ということの意味もわからないことを示した。また、第3節の(1)では、「重要な疑義の影響」という記述が見られない[事例3-2]及び[事例3-3]を参照し、「重要な疑義の影響」や「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響」を「継続企業を前提としない場合の財務諸表に与える影響」と解釈する余地があるかどうかを考察し

た。その上で、「継続企業を前提としない場合の財務諸表に与える影響」は、継続企業を前提として財務諸表を作成している経営者が想定する必要がある「影響」ではないので、継続企業を前提として経営者が財務諸表を作成している状況で問題になる、「重要な疑義の影響」や「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響」を、「継続企業を前提としない場合の財務諸表に与える影響」と解釈する余地はないことを示した。以上のように、当期の財務諸表との関係で問題にされている、「重要な疑義の影響（を財務諸表に反映していない）」や「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響（も財務諸表には反映されていない）」の意味はわからない、ということが、本稿の1つ目の結論である。

そして、第3節の(2)では、第2節及び第3節の(1)の議論を踏まえても、なお意味がわからない「重要な疑義の影響」、あるいは「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響」という表現を含んでいる、[制度2-1]~[制度2-6]には合理性がないことを指摘した。その上で、第3節の(2)では、「継続企業の前提が疑わしい」状況において、(1):経営者が当期の財務諸表に注記を行う上で、及び(2):「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と判断している監査人が、その対応を決定する上で、当期の財務諸表との関係で、「重要な疑義の影響」や「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響」のような「影響」を、「財務諸表に与える影響」として考慮する余地はないことが示された。このことが、本稿の2つ目の結論である。

他方、第4節の(1)では、[事例4-1]及び[事例4-2]を踏まえて、「継続企業の前提が疑わしい」状況において、経営者が当期の財務諸表に注記を行う上で、当期の財務諸表との関係で問題にされている「影響」ではなく、その会社の「将来の事業に与える影響」を考慮する余地があることを指摘した。また、第4節の(2)では、①:「当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か」という形で、財務諸表の注記対象として、当期の財務諸表との関係で問題にされている「影響」を取り上げた企業会計審議会(2002)、及び②:財務諸

表の注記対象として、「当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か」のように、当期の財務諸表との関係で問題にされている「影響」が明示されていない企業会計審議会（2009）を評価した上で、将来の開示制度及び監査制度の設計に当たって、当期の財務諸表との関係で問題にされている「影響」ではなく、財務諸表の注記及び監査報告書において、その会社の「将来の事業に与える影響」を記載する余地があることを示した。この点が、本稿の3つ目の結論である。

本稿では、「継続企業の前提が疑わしい」状況において、2002年改訂監査基準の「第四 報告基準 六 継続企業の前提 1」において、監査報告書で「追記」の対象になるとされていた、「重要な疑義に関する事項」との関係で、経営者が当期の財務諸表に注記を行う上で、及び「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と判断している監査人が、その対応を決定する上で、当期の財務諸表との関係で問題にされている、「重要な疑義の影響」や「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響」のような「影響」を、「財務諸表に与える影響」として考慮する余地はないことを示した。このことは、次のことを意味する。

それは、(1)：[制度2-1]の「(4)」の記述について言えば、①：「財務諸表は継続企業を前提として作成されており、…」という記述と、②：「…継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響も財務諸表には反映されていない旨」という記述を分けた場合に、後半部分に見られる「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響（も財務諸表には反映されていない）」という記述については、前段落で示したように、経営者が注記を行う上で、及び「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と判断している監査人が、その対応を決定する上で、考慮する必要がない、ということである。同様に、(2)：[制度2-4]の「④」及び[制度2-5]の「④」の記述について言えば、①：「財務諸表は継続企業を前提として作成されており、…」という記述と、②：「…当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映していない旨」という記述を分けた場合に、また、(3)：[制度2-6]の記述につ

いて言えば、①：「連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、…」という記述と、②：「…このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない」という記述を分けた場合に、それぞれの後半部分の記述、即ち、②に見られる「重要な疑義の影響（を（連結）財務諸表に（は）反映していない）」という記述については、前段落で示したように、経営者が注記を行う上で、及び「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と判断している監査人が、その対応を決定する上で、考慮する必要がない、ということになる。

以上のことは、次のような問題を生じさせる。それは、上で取り上げた[制度2-1]の「(4)」, [制度2-4]の「④」, [制度2-5]の「④」, 及び[制度2-6]について、それぞれの記述の後半部分の記述、即ち、「継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響（も財務諸表には反映されていない）」という記述と、「重要な疑義の影響（を（連結）財務諸表に（は）反映していない）」という記述を除いた前半部分の記述、即ち、「（連結）財務諸表は継続企業を前提として作成されている」旨の記述を、[1]：経営者が注記を行う上で、及び「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と判断している監査人が、その対応を決定する上で、考慮する余地があるのか、[2]：考慮する余地があるとしたら、その記述を、債務超過や資金調達が困難である状況等の「継続企業の前提が疑わしい状況」を示す記述や、経営計画や対応策といった、経営者による「経営上の対応」についての記述との関係で、財務諸表の注記及び監査報告書のどこにどのような形で記載するのか、という問題である。このように、本稿に示した「継続企業の前提が疑わしい場合」についての開示制度や監査制度では考慮されていない新たな問題、即ち、当期の財務諸表との関係で問題にされている「影響」と切り離す形で、「（連結）財務諸表は継続企業を前提として作成されている」旨の記述を、開示制度上及び監査制度上どのように取り扱えばよいのか²²⁾、という問題を提起した点が、本稿の1つ目

22) (1)：AICPA (1988), 13項の「説明区分」の記載例の最初には、及び(2)：AICPA (2012), A6項の「ゴーイング・コンサーンに関する事項の強調区分」の記載例の最初には、「添付された財務諸表は、会社がゴーイング・コンサーンとして存続することを前提に作成されている。」という記述が見られる。

の貢献である。

また、上で示した「(連結)財務諸表は継続企業を前提として作成されている」旨の記述を、経営者が注記を行う上で、及び「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と判断している監査人が、その対応を決定する上で、考慮する余地があるのか、また、考慮する余地があるとしたら、財務諸表の注記及び監査報告書のどこにどのような形で記載するのか、という問題は未解決であるものの、本稿では、そのような経営者及び監査人にとって、考慮する余地のある「影響」は何もないわけではなく、将来の開示制度及び監査制度の設計に当たって、財務諸表の注記及び監査報告書において、その会社の「将来の事業に与える影響」を記載する余地があることを示した。この点が、本稿の2つ目の貢献である。

本稿では、脚注6でも述べたように、紙幅の都合により、2009年の監査基準改訂後の開示規定、及び監査上の実務指針に見られる、当期の財務諸表との関係で問題にされている「重要な不確実性の影響」の意味を考察できなかった。その結果、経営者が当期の財務諸表に注記を行う上で、及び「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と判断している監査人が、その対応を決定する上で、「財務諸表に与える影響」として、「重要な不確実性の影響」を考慮する余地があるかどうかについても、考察できなかった。これらの問題についての考察、及び先に示した「(連結)財務諸表は継続企業を前提として作成されている」旨の記述に関係する未解決の問題についての考察が、今後の課題である。

[引用文献]

- AICPA (1981), American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), Statement on Auditing Standards (SAS) No.34, *The Auditor's Considerations When a Question Arises About an Entity's Continued Existence*, March 1981.
- AICPA (1988), AICPA, SAS No.59, *The Auditor's Consideration of an Entity's Ability to Continue as a Going Concern*, April 1988.
- AICPA (2012), AICPA, SAS No.126, *The Auditor's Consideration of an Entity's Ability to*

Continue as a Going Concern (Redrafted), July 2012.

- Gilman (1939), Gilman, Stephen, *Accounting Concepts of Profit*, New York: The Ronald Press Company, 1939. (同訳書, 片野一郎監訳, 久野光朗訳, Stephen Gilman 著, 『ギルマン会計学(上巻) —会計上のコンベンション, 原理, 通則, および原則—』, 同文館出版, 1965年., 『ギルマン会計学(中巻) —勘定分類, 支出と収益, および棚卸資産—』, 同文館出版, 1967年., 『ギルマン会計学(下巻) —固定資産, 損益計算書, および要約—』, 同文館出版, 1972年.)
- 企業会計審議会 (2002), 企業会計審議会, 「監査基準の改訂に関する意見書」, 2002年1月25日.
- 企業会計審議会 (2009), 企業会計審議会, 「監査基準の改訂に関する意見書」, 2009年4月9日.
- 坂柳 (2012), 坂柳 明, 「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応—無限定適正意見以外の意見を表明する可能性に注目して—」, 『商学討究』(小樽商科大学), 第63巻第2・3合併号, 2012年12月.
- 坂柳 (2013), 坂柳 明, 「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応—当期の財務諸表との関係で問題にされている「影響」に注目して—」, 『会計』, 第184巻第6号, 2013年12月.
- 日本公認会計士協会 (1992), 日本公認会計士協会, 監査基準委員会報告書第2号 (中間報告), 「特記事項」, 1992年11月11日.
- 日本公認会計士協会 (2002a), 日本公認会計士協会, 監査基準委員会報告書第22号 (中間報告), 「継続企業の前提に関する監査人の検討」, 2002年7月29日.
- 日本公認会計士協会 (2002b), 日本公認会計士協会, 監査委員会報告第74号, 「継続企業の前提に関する開示について」, 2002年11月6日.
- 日本公認会計士協会 (2003a), 日本公認会計士協会, 監査基準委員会報告書第22号 (中間報告), 「継続企業の前提に関する監査人の検討」, 2003年1月16日改正.
- 日本公認会計士協会 (2003b), 日本公認会計士協会, 監査委員会報告第75号, 「監査報告書作成に関する実務指針 (中間報告)」, 2003年1月31日.
- 日本公認会計士協会 (2009a), 日本公認会計士協会, 監査・保証実務委員会報告第74号, 「継続企業の前提に関する開示について」, 2009年4月21日改正.
- 日本公認会計士協会 (2009b), 日本公認会計士協会, 監査・保証実務委員会報告第75号, 「監査報告書作成に関する実務指針」, 2009年4月21日改正.
- 日本公認会計士協会 (2011a), 日本公認会計士協会, 監査・保証実務委員会実務指針第85号, 「監査報告書の文例」, 2011年7月8日.
- 日本公認会計士協会 (2011b), 日本公認会計士協会, 監査基準委員会報告書570, 「継続企業」, 2011年12月22日.